

医 地 第 6 5 8 号  
令和元年 12 月 19 日

各政令市保健所長 様

静岡県健康福祉部  
医療健康局地域医療課長

医療施設等スプリンクラー等施設整備事業費補助金交付要綱の  
一部改正について（通知）

平成26年7月4日付け静岡県告示第540号により告示された医療施設等スプリンクラー等施設整備事業費補助金交付要綱の一部を別添のとおり改正したので通知します。

なお、一般社団法人静岡県医師会、公益社団法人静岡県病院協会及び一般社団法人静岡県歯科医師会には周知済みであることを申し添えます。

担 当 地域医療班 太田  
電話番号 054-221-2406

新 旧 対 照 表

医療施設等スプリンクラー等施設整備事業費補助金交付要綱

改正前	改正後																								
<p>医療施設等スプリンクラー等施設整備事業費補助金交付要綱</p> <p>第 1 ～ 第 11 (略)</p>	<p>医療施設等スプリンクラー等施設整備事業費補助金交付要綱</p> <p>第 1 ～ 第 11 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この告示は、公示の日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。</u></p>																								
<p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">補助の対象</th> <th rowspan="2">補助額</th> </tr> <tr> <th>補助対象経費</th> <th>補助基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スプリンクラー (パッケージ型自動消火設備を含む。) 整備のために必要な工事費又は工事請負費</td> <td>当該施設の対象面積に次の基準単価を乗じた額 対象面積 1 平方メートル当たり 基準単価 <u>17,500円</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>自動火災報知設備整備のために必要な工事費又は工事請負費</td> <td>自動火災報知設備を新設する場合 1 施設当たり <u>1,030,000円</u></td> <td rowspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td><u>火災通報装置整備のために必要な工事費又は工事請負費</u></td> <td><u>火災通報装置を新設する場合</u> <u>1 施設当たり 310,000円とし、</u> <u>非常通報装置としての機能を併せ</u> <u>持つものを整備する場合は 68,000</u> <u>円を加算する。</u></td> </tr> </tbody> </table>	補助の対象		補助額	補助対象経費	補助基準額	スプリンクラー (パッケージ型自動消火設備を含む。) 整備のために必要な工事費又は工事請負費	当該施設の対象面積に次の基準単価を乗じた額 対象面積 1 平方メートル当たり 基準単価 <u>17,500円</u>	(略)	自動火災報知設備整備のために必要な工事費又は工事請負費	自動火災報知設備を新設する場合 1 施設当たり <u>1,030,000円</u>	(略)	<u>火災通報装置整備のために必要な工事費又は工事請負費</u>	<u>火災通報装置を新設する場合</u> <u>1 施設当たり 310,000円とし、</u> <u>非常通報装置としての機能を併せ</u> <u>持つものを整備する場合は 68,000</u> <u>円を加算する。</u>	<p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">補助の対象</th> <th rowspan="2">補助額</th> </tr> <tr> <th>補助対象経費</th> <th>補助基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スプリンクラー (パッケージ型自動消火設備を含む。) 整備のために必要な工事費又は工事請負費</td> <td>当該施設の対象面積に次の基準単価を乗じた額 対象面積 1 平方メートル当たり 基準単価 <u>17,800円</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>自動火災報知設備整備のために必要な工事費又は工事請負費</td> <td>自動火災報知設備を新設する場合 1 施設当たり <u>1,050,000円</u></td> <td rowspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	補助の対象		補助額	補助対象経費	補助基準額	スプリンクラー (パッケージ型自動消火設備を含む。) 整備のために必要な工事費又は工事請負費	当該施設の対象面積に次の基準単価を乗じた額 対象面積 1 平方メートル当たり 基準単価 <u>17,800円</u>	(略)	自動火災報知設備整備のために必要な工事費又は工事請負費	自動火災報知設備を新設する場合 1 施設当たり <u>1,050,000円</u>	(略)
補助の対象		補助額																							
補助対象経費	補助基準額																								
スプリンクラー (パッケージ型自動消火設備を含む。) 整備のために必要な工事費又は工事請負費	当該施設の対象面積に次の基準単価を乗じた額 対象面積 1 平方メートル当たり 基準単価 <u>17,500円</u>	(略)																							
自動火災報知設備整備のために必要な工事費又は工事請負費	自動火災報知設備を新設する場合 1 施設当たり <u>1,030,000円</u>	(略)																							
<u>火災通報装置整備のために必要な工事費又は工事請負費</u>	<u>火災通報装置を新設する場合</u> <u>1 施設当たり 310,000円とし、</u> <u>非常通報装置としての機能を併せ</u> <u>持つものを整備する場合は 68,000</u> <u>円を加算する。</u>																								
補助の対象		補助額																							
補助対象経費	補助基準額																								
スプリンクラー (パッケージ型自動消火設備を含む。) 整備のために必要な工事費又は工事請負費	当該施設の対象面積に次の基準単価を乗じた額 対象面積 1 平方メートル当たり 基準単価 <u>17,800円</u>	(略)																							
自動火災報知設備整備のために必要な工事費又は工事請負費	自動火災報知設備を新設する場合 1 施設当たり <u>1,050,000円</u>	(略)																							

様式第3号 (用紙 日本産業規格A4横型)

経費所要額調 (変更経費所要額調、経費所要額精算書)

(事業者名)

施設名 (棟名)	区分	総事業費	寄附金その他の収入額	差引額	対象経費の実支出(予定)額	基準額			選定額	補助所要額	備考
						単位	単価	基準額			
		(A)	(B)	(C)=(A)-(B)	(D)	(E)	(F)	(G)=(E)×(F)	(H)	(I)	
		円	円	円	円		円	円	円	円	

(注)

- 1 本表は、施設ごとに作成すること。
- 2 「区分」欄は、別表の補助対象経費の欄に掲げる対象経費を記入すること。
- 3 「基準額」欄は、別表の補助基準額の欄に掲げる基準額を記入すること。
- 4 「選定額」欄は、区分ごとに(D)と(G)とを比較して少ない方の額を記入すること。
- 5 「補助所要額」欄は、区分ごとに(C)と(H)とを比較して少ない方の額(算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額)を記入すること。
- 6 自動火災報知設備整備及び火災通報装置整備の場合は、「単位」欄に整備施設数を記入すること。

様式第3号 (用紙 日本産業規格A4横型)

経費所要額調 (変更経費所要額調、経費所要額精算書)

(事業者名)

施設名 (棟名)	区分	総事業費	寄附金その他の収入額	差引額	対象経費の実支出(予定)額	基準額			選定額	補助所要額	備考
						単位	単価	基準額			
		(A)	(B)	(C)=(A)-(B)	(D)	(E)	(F)	(G)=(E)×(F)	(H)	(I)	
		円	円	円	円		円	円	円	円	

(注)

- 1 本表は、施設ごとに作成すること。
- 2 「区分」欄は、別表の補助対象経費の欄に掲げる対象経費を記入すること。
- 3 「基準額」欄は、別表の補助基準額の欄に掲げる基準額を記入すること。
- 4 「選定額」欄は、区分ごとに(D)と(G)とを比較して少ない方の額を記入すること。
- 5 「補助所要額」欄は、区分ごとに(C)と(H)とを比較して少ない方の額(算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額)を記入すること。
- 6 自動火災報知設備整備の場合は、「単位」欄に整備施設数を記入すること。

## 医療施設等スプリンクラー等施設整備事業費補助金交付要綱

### 第1 趣旨

知事は、医療施設等における防火対策を促進するため、医療施設等スプリンクラー等施設整備事業を行う市町（市町のみにより組織される一部事務組合も含む。以下「市町等」という。）及び公的団体並びに民間事業者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

### 第2 定義

- (1) この要綱において「医療施設等スプリンクラー等施設整備事業」とは、有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業実施要綱（平成26年3月7日付け医政発0307第3号厚生労働省医政局長通知）に基づき、医療施設等がスプリンクラー等の整備を行う事業をいう。
- (2) この要綱において「医療施設等」とは、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所（病床を有するものに限る。）並びに第2条に規定する助産所（入所施設を有するものに限る。）をいう。
- (3) この要綱において「公的団体」とは、日本赤十字社静岡県支部、社会福祉法人恩賜財団済生会支部静岡県済生会及び静岡県厚生農業協同組合連合会をいう。
- (4) この要綱において「民間事業者」とは、病院及び診療所並びに助産所の開設者のうち、市町等及び公的団体を除いたものをいう。

### 第3 補助の対象及び補助額

別表に掲げるとおりとする。

### 第4 交付の申請

- (1) 提出書類 各2部
  - ア 交付申請書（様式第1号）
  - イ 事業計画書（様式第2号）
  - ウ 経費所要額調（様式第3号）
  - エ 資金状況調（様式第4号）（アの申請書が概算払承認申請書を兼ねる場合に限る。）
  - オ 収支予算書（様式第5号）
  - カ 施設の配置図及び平面図
  - キ 工事費内訳書
  - ク その他知事が別に定める書類
- (2) 提出期限  
別に定める日まで

### 第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1)

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこ

と。

ア 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合

イ 補助事業に要する経費の変更（事業費の額の20パーセント未満の変更を除く。）をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間が経過するまで、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならないこと。
- (4) 知事の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一

部

を県に納付させることがあること。

- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (6) 補助対象者が市町等の場合においては、この補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした様式第6号による補助金調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ、当該調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならないこと。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、本文に規定する期間の経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間が経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならないこと。
- (7) 補助対象者が市町等以外の場合においては、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならないこと。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、本文に規定する期間の経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間が経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならないこと。
- (8) 補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱に準拠しなければならないこと。
- (9) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。

## 第6 変更の承認申請

提出書類 各2部

- ア 変更承認申請書（様式第7号）
- イ 変更事業計画書（様式第2号）
- ウ 変更経費所要額調（様式第3号）
- エ 変更収支予算書（様式第5号）
- オ 施設の配置図及び平面図
- カ 工事費内訳書
- キ その他知事が別に定める書類

## 第7 遂行状況の報告

- (1) 提出書類 2部  
事業遂行状況報告書（様式第8号）
- (2) 提出期限  
当該年度の12月31日現在における遂行状況を1月14日まで

## 第8 実績報告

- (1) 提出書類 各2部
  - ア 実績報告書（様式第9号）
  - イ 事業実績書（様式第2号）
  - ウ 経費所要額精算書（様式第3号）
  - エ 収支決算書（様式第5号）
  - オ 補助事業完了後の建物の全景及び補助対象施設の概要を示す写真
  - カ 契約書の写し
  - キ 施設の配置図及び平面図
  - ク 工事費内訳書
  - ケ その他知事が別に定める書類
- (2) 提出期限  
補助事業完了の日から起算して30日を経過した日（第5の(1)のウにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知が到達した日から起算して30日を経過した日）又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで

## 第9 請求の手続

- (1) 提出書類 1部  
請求書（様式第10号）
- (2) 提出期限  
補助金交付確定通知書が到達した日から起算して10日を経過した日まで

## 第10 概算払の請求手続

- 提出書類 各1部
  - ア 概算払請求書（様式第10号）
  - イ 資金状況調（様式第4号）

## 第11 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

### (1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

### (2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の額）を補助金額から減額して報告すること。

### (3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第11号による消費税仕入控除税額等報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

## 附 則

この告示は、公示の日から施行する。

### 附 則（平成27年3月27日告示第210号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

### 附 則（平成27年8月7日告示第663号）

この告示は、公示の日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

### 附 則（平成29年5月9日告示第434号）

この告示は、公示の日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

### 附 則（令和元年7月1日告示第125号の2）

- 1 この告示は不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行の日（令和元年7月1日）から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの告示の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

### 附 則（令和元年11月29日告示第405号）

この告示は、公示の日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。





## 別表

補助の対象		補助額
補助対象経費	補助基準額	
スプリンクラー（パッケージ型自動消火設備を含む）整備のために必要な工事費又は工事請負費	当該施設の対象面積に次の基準単価を乗じた額 対象面積1平方メートル当たり 基準単価17,800円	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを施設ごとに比較していずれか少ない額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）以内
自動火災報知設備整備のために必要な工事費又は工事請負費	自動火災報知設備を新設する場合 1施設当たり1,050,000円	

様式第 1 号 (用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

医療施設等スプリンクラー等施設整備事業費補助金交付申請書

第 号  
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 氏 名 印

(市町にあつては、市町長 氏 名 印)

年度において医療施設等スプリンクラー等施設整備事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

なお、交付決定の上は、概算払されるよう併せて申請します。

1 交付申請

(1) 金額 円  
(補助金所要額) (補助金に係る消費税仕入控除税額等) (補助金額)  
円 - 円 = 円

(2) 事業の目的

2 概算払の承認申請

(1) 金額 円  
(2) 理由  
(3) 時期

様式第2号（用紙 日本産業規格A4横型）

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

事業の名称						補助対象外事業分				
開設者（設置者）		施設名		所在地						
1 施設の規模及び構造等										
敷地の状況		敷地面積 m <sup>2</sup> （自己所有地、借地、買入（予定）地の別）								
事業の種別		（新築、増築、改築の別）								
建物の構造		建築面積 m <sup>2</sup>								
及び面積		（ 造）階建 延べ面積 m <sup>2</sup>								
2 施工状況										
工事の施行方法		（直営、請負の別）								
施工期間		着工 年 月 日～竣工 年 月 日								
4 財源内訳						小計				
3 整備費内訳						合計				
区分	費目	面積	単価	金額	備考	区分	金額	備考		
補助対象事業分		m <sup>2</sup>	円	円		(1) 県補助金	円	(内訳)		
						(2) 地方債				
						(3) 寄附金				
						(4) その他				
						計				
5 その他 参考事項										
小計										

(注) 変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記入すること。

経費所要額調（変更経費所要額調、経費所要額精算書）

（事業者名）

施設名（棟名）	区分	総事業費	寄附金その他の収入額	差引額	対象経費の実支出(予定)額	基準額			選定額	補助所要額	備考
		(A)	(B)	(C)=(A)-(B)	(D)	単位	単価	基準額	(H)	(I)	
		円	円	円	円	(E)	(F)	(G)=(E)×(F)	円	円	

（注）

- 1 本表は、施設ごとに作成すること。
- 2 「区分」欄は、別表の補助対象経費の欄に掲げる対象経費を記入すること。
- 3 「基準額」欄は、別表の補助基準額の欄に掲げる基準額を記入すること。
- 4 「選定額」欄は、区分ごとに(D)と(G)とを比較して少ない方の額を記入すること。
- 5 「補助所要額」欄は、区分ごとに(C)と(H)とを比較して少ない方の額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）を記入すること。
- 6 自動火災報知設備整備の場合は、「単位」欄に整備施設数を記入すること。

様式第4号 (用紙 日本産業規格A4縦型)

資 金 状 況 調

区分 月別	収 入				支 出				差引 残高
				計				計	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
計									

(注) 未経過の月分については、見込額を計上すること。

様式第5号（用紙 日本産業規格A4縦型）

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(予 算 額)	比 較		備 考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

2 支出の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(予 算 額)	比 較		算出基礎
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

(注) 変更収支予算書の場合は、変更前の金額を上段に括弧書きし、変更後の金額を下段に記入すること。

年 度 補 助 金 調 書

県			市 町 等							備 考	
歳出予算科目	交付決定額	補助率	歳 入			歳 出					
			科 目	予算現額	収入済額	科 目	予算現額	うち県費補助金相当額	支出済額		うち県費補助金相当額
(項) (目)  (説明)	円			円	円		円	円	円	円	

(注)

- 1 市町等の「科目」欄は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 2 「予算現額」欄は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記入すること。
- 3 「備考」欄は、参考となる事項を適宜記入すること。

様式第7号（用紙 日本産業規格A4縦型）

医療施設等スプリンクラー等施設整備事業計画変更承認申請書

第 号  
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地  
名 称

代表者 氏 名 印

（市町にあつては、市町長 氏 名 印）

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた医療施設等スプリンクラー等施設整備事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容



様式第 8 号 (用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

事業遂行状況報告書

開設者 (設置者)	施設名	所在地

1 事業施行状況 ( 年 12 月 31 日現在)

区分	施工面積	工事施工率	金額	備考
自 年 月 日 至 年 12 月 31 日 現在竣工量	m <sup>2</sup>	%	円	
自 年 月 日 至 年 月 日 まで竣工見込量				
計				

竣工見込量については、本報告書提出後 1 か月ごとの竣工量を記入すること。

2 工事進捗状況 ( 年 12 月 31 日現在)

工事名	年												年					
	4月1日	5月1日	6月1日	7月1日	8月1日	9月1日	10月1日	11月1日	12月1日	1月1日	2月1日	3月1日	4月1日					
設計事務 入札事務 工事 (例) 〇〇工事																		(100%)

- 1 工事予定を点線の棒線で示し、その上に工事進捗状況を実線の棒線で示すこと。
- 2 工事名ごとに工事進捗状況 (出来高) を%をもって示すこと。

3 繰越予定状況

請負契約額	年度内完成 (見込)				繰越予定		繰越理由
	年 12 月 31 日現在		年度末現在 (見込)		円	%	
(全体契約額) 円	円	%	円	%	円	%	
(内県費補助金分) 円							

請負契約額欄の (内県費補助金分) は、交付決定額を記入すること。

様式第9号（用紙 日本産業規格A4縦型）

実 績 報 告 書

第 号  
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地  
名 称

代表者 氏 名 印

（市町にあつては、市町長 氏 名 印）

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた医療施設等スプリンク  
ラー等施設整備事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

様式第10号 (用紙 日本産業規格A4縦型)

請 求 書 (概算払請求書)

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定 (決定) を受けた医療施設等スプリンクラー等施設整備事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地  
名 称

代表者 氏 名 印

(市町にあつては、市町長 氏 名 印)

口座振替先金融機関名

口座種別 NO.

様式第11号（用紙 日本産業規格A4縦型）

消費税仕入控除税額等報告書

第 号  
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地  
名 称

代表者 氏 名 印

（市町にあつては、市町長 氏 名 印）

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた医療施設等スプリンクラー等施設整備事業の補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

- |   |                                     |   |   |
|---|-------------------------------------|---|---|
| 1 | 補助金の確定額<br>（ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等    | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等      | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額）           | 金 | 円 |